

平成26年度全国
統一防火標語

もういいかい

火を消すまではまあだだよ

消防かわら版

平成26年10月

秋の火災予防運動

秋の全道火災予防運動

十月十五日～三十一日まで

これから朝晩の冷え込みとともに暖房器具や火気を扱う機会が多くなります。風が強くと、空気が乾いた季節はちょっとした油断が火災へとつながります。



登別消防火災予防
啓発ポスター

タバコの火は確実に消す、料理中はコンロから離れない、コンセント周りはこまめに清掃する等、普段から「気をつければ火事は防げる」を心がけましょう。

いざという時の為に!! ご家庭に消火器を設置しましょう!

家に消火器は必要なの?

一般の住宅については法令による消火器の設置義務はありませんが、住宅火災の原因の多くを占めるタバコやコンロなどの火災の初期消火に非常に有効で、統計では消火器で初期消火をした場合、7%の割合で消火できているとあります。

しかし一方、初期消火の消火器使用率は20%程度と、一般住宅への消火器普及率はまだ低い状態と考えられます。
どんな消火器を置けばいいの?

住宅用の消火器としては、天ぷら油の火災や、電気器具からの火災にも対応する蓄圧式の住宅用ABC消火器をおすすめしています。他にスプレー缶の形をしたエアゾール式消火器も有効です。

古い消火器に注意!

消火器は古くなると破裂事故の可能性があります。外に放置された消火器や錆びついた消火器の使用は絶対にやめましょう。

現在、破裂事故の危険性の低い蓄圧式の消火器が主流となっています。新たに消火器を購入する場合は、蓄圧式の消火器を購入しましょう。

悪徳業者に注意!

「一般家庭に消火器の設置が義務化されまして」や「消防署のほうから来まして」などと言葉巧みに悪徳業者がやってきて法外な金額を請求される事例があとをたちません。訪問販売には耳を貸さず、消火器はホームセンターや消防設備業者などから購入しましょう。

火事と救急は119番 火災等の情報案内は88-1515番

登別市消防本部・登別市消防署

85-9611

85-2551



～ 住宅用火災警報器等の設置・普及の状況～

市内設置率 85.6パーセント

住宅用火災警報器（住警器）は平成二十三年六月より設置義務化されました。今年市内を抽出調査した結果、市内設置普及率は85.6%（二十六年五月末現在）です。

住宅防火の第一歩 あなたを守る住警器

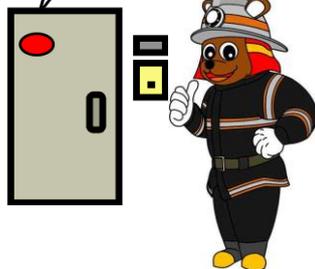
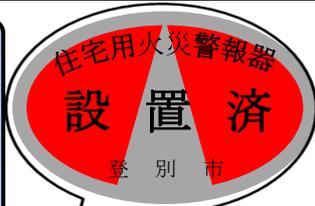


登別消防では住宅火災による被害を未然に防ぎ、もしもの時は火災の発生をいち早く周囲に知らせ、素早い対応と迅速な避難を行うために有効な住警器の「全戸設置」を市民のみならず、まに呼びかけています。

あなたと家族を守るため
住警器の設置は義務です。
必ず設置しましょう

住宅用火災警報器を 設置したら

消防本部・消防署では住宅用火災警報器設置世帯を対象に住宅用火災警報器設置済シールを無料交付していただきます。悪質な訪問販売を防ぐためにシールの交付を受けて玄関や判りやすい場所に張り付けましょう。



月に一回点検を

ホコリや汚れは感知能力が低下します。正常に動作しているか点検も必要です。月に一回は取扱説明書を確認して日常のお手入れと作動の点検をしてください。

もし警報がなったら

火災の時は
速やかに避難をし119番通報をしましょう。可能ならば初期消火を行います。
※初期消火は絶対に無理しない。避難・人命が最優先！

火災ではない時は

火災以外の煙、湯気、殺虫剤などで誤発報した場合は、室内の換気をおこない、取扱説明書の手順にしたがって警報停止ボタン、引きひもなどで警報音を停止させてください。

電池切れを忘れずに

電池式の住警器は電池が少なくなると音声などで異常を知らせてくれます。また、本体の煙や熱を感知する部分（センサー）にも寿命があります。取扱説明書を確認して電池交換の時期、本体交換の時期を確認しておきましょう。